

常陸大宮市長選挙のお知らせ

投票日 4月10日(日)

投票時間 午前7時～午後6時

投票場所 市内74投票所

投票方法 候補者1名の氏名を書いて投票

大事な投票、忘れずに!



◆投票できる方

【年齢要件】 平成8年4月11日までに生まれた方

【住所要件】 平成28年1月2日までに市に転入届を出された方で、その後引き続き市内に住民登録され日本国籍を有している方（投票前に市から転出した方は、投票できません）

※選挙権年齢が18歳以上に引き下げられるのは、平成28年6月19日以後に公示される国政選挙からです。

◆投票所入場券について

4月3日（日）以後に、郵便でお届けします。

投票所入場券は、封書様式により世帯ごとに郵送します。また、1通に最大6名分をまとめて送付します（6名を超える世帯には複数枚お送りします）。

投票所入場券が届いたら氏名等の記載内容を確認のうえ、投票する際は、必ずご自分の投票所入場券を切り離して、投票所に持参してください。

なお、投票所入場券を持ち合わせていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

◆期日前投票について

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票ができない方は、次の投票所で期日前投票をすることができます。

※今回の選挙から投票所入場券の様式が変更になります。入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を事前に記入し、投票所にお越しいただくと受付がスムーズにできるようになります。

詳しくは、次回3月25日発行の「広報常陸大宮お知らせ版No.322」でお知らせします。

【投票期間】 4月4日（月）から4月9日（土）まで

※選挙当日（4月10日）は、期日前投票所では投票できません。

【投票時間】 午前8時30分から午後8時まで

【投票場所】 常陸大宮市役所期日前投票所

山方総合支所期日前投票所・美和総合支所期日前投票所

緒川総合支所期日前投票所・御前山総合支所期日前投票所

※4月8日（金）及び9日（土）は、投票所が大変混雑します。当日投票に行けない方は、早めに期日前投票をしましょう。

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方などは代理投票ができます。

代理投票とは、1名の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1名の係員が指示どおりに記入したかを確認して投票する方法です。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。

また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

◆不在者投票について

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます。手続きの流れは以下のとおりです。

- (1) 不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。必ず本人が記入してください。なお、電子メールやファクシミリでは受け付けすることができません。

※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所及び各総合支所にも配置しています。

- (2) 市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。

- (3) 投票用紙等が届いたら、その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。

※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封したりすると不在者投票ができなくなります。

※不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。

・郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがあり、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

1 郵便等投票証明書の申請手続き

- (1) 「郵便等投票証明書」の交付を、市選挙管理委員会に申請します。

【必要書類】ア 申請者本人が署名した申請書

(申請書は市ホームページからダウンロードできます)

イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、もしくは介護保険の被保険者証

- (2) 市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

※選挙に先立って交付を申請することができます。また、証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

2 投票用紙等の請求手続き

- (1) 市選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。

【必要書類】ア 請求者本人が署名した請求書（請求書は市ホームページからダウンロードできます）

イ 郵便等投票証明書

- (2) 請求書等を確認後、市選挙管理委員会から投票用紙・投票用封筒を郵送します。

- (3) 投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記入のうえ、市選挙管理委員会に郵送してください。

※投票用紙等の請求は4月6日(水)までに、本人が市選挙管理委員会に請求してください。

【郵便等による不在者投票ができる方の区分表】

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

・郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の該当者で、かつ一定の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆選挙公報について

候補者の政見などを載せた選挙公報を、4月6日(水)の新聞(朝刊)折り込みでお届けします。また、本庁及び各総合支所窓口にも備え置くとともに市ホームページでも閲覧することができますので、ご利用ください。
なお、上記の方法で選挙公報を見ることができない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

◆インターネットを利用した選挙運動について

公職選挙法の改正により、一定の規制のもとにインターネットを利用した選挙運動ができるようになりました。なお、インターネットでの投票はできません。
(選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得、または得させるために、直接にまたは間接に有利となる行為のことです)

1 一般有権者ができる選挙運動

ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター等のSNS、動画共有サービスなど)を利用した選挙運動ができます。なお、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動はできません。

※電子メールアドレスなどの返信用フォームの表示義務があります。

※一般有権者は、候補者等から送信されてきた電子メールを転送することはできません。

2 候補者、政党等ができる選挙運動

ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

※電子メールアドレスなどの返信用フォームの表示義務があります。

※自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等にしか電子メールを送信できません。

また、受信を同意した際の記録の保存義務があります。

3 禁止行為等

(1) 未成年者の選挙運動はできません(保護者の監督も重要です)。

(2) 選挙運動期間(立候補受付から投票日の前日まで)以外には、選挙運動はできません。

(3) ホームページや電子メールを印刷して頒布してはいけません。

(4) 悪質な誹謗中傷や、虚偽事項を公開してはいけません。

◆開票について

【開票日時】4月10日(日)午後7時30分から

【開票場所】西部総合公園体育館(工業団地25番地 ☎52-5223)

◆開票結果のお知らせ

開票結果は、防災行政無線及び市ホームページでお知らせします。

◆その他

- ・立候補者が定数内の場合は、投票は行われません(立候補の受付は、4月3日(告示日)に行われます)。
- ・無投票になった場合は、4月3日(日)の午後6時頃に防災行政無線及び市ホームページでお知らせします。

問 常陸大宮市選挙管理委員会(本庁 総務課内) ☎52-1111 内線319

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>